

補助対象となる経費は、次の条件を満たすものとなります。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 2020年4月1日以降に購入している経費
- ③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

※感染防止対策の取り組みにおいて、次に掲げる経費が**対象となります**。

【消毒費用】

消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入費、消毒作業の外注費、消毒液・アルコール液の購入費

【マスク費用】

マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入費

【清掃費用】

清掃作業の外注費、手袋・ゴミ袋・石けん・洗剤・漂白剤の購入費

【飛沫対策費用】

アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカの購入費・施工費

【換気費用】

換気設備（換気扇、空気洗浄機等）の購入費

【その他衛生管理費用】

ユニフォームのクリーニング外注費、トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入費、従業員指導等のための専門家活用費、体温計、サーモカメラ・キーレスシステム・インターフォン・コイントレー・携帯型アルコール検知器の購入費

【PR費用】 感染防止のための注意喚起に要する費用

ポスター・チラシの外注・印刷費

※下記に該当する経費は**対象となりません**。（一部を抜粋）

- ①業種別ガイドラインに基づく感染防止対策に合致しないもの
- ②必要な経理書類を用意できないもの
- ③自社内部の取引によるもの
- ④販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費
- ⑤オークションによる購入（インターネットオークションを含みます）
- ⑥名刺や文房具、その他事務用品等の消耗品（感染防止対策目的であることが明確でないものは対象外）
- ⑦不動産の購入・取得費、修理費、車検費用
- ⑧上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

ご不明な点に関しましては、お問い合わせください。